○経済産業省告示第九十三号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第四項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

平成二十五年四月二日

経済産業大臣　茂木　敏充

番号	名称	住所	市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間
5170	株式会社ネクステージ	兵庫県朝来市和田山町玉置千五十九番地	平成二十四年十二月二十五日から平成二十五年十二月二十四日まで
5171	協立サッシ株式会社	神奈川県横浜市中区太田町六丁目八十七番地	平成二十五年一月二十八日から平成二十六年一月二十七日まで
5172	クラウン製靴株式会社	東京都調布市菊野台一丁目三十六番地八	平成二十五年二月二十二日から平成二十六年二月二十一日まで

○経済産業省告示第九十四号

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）第一条第一項の規定に基づき、次の学校を認定したので、同令第一条の四の規定に基づき、公示する。

平成二十五年四月二日

経済産業大臣　茂木　敏充

所在地	学校名	学部・学科名	認定に係る免状の種類	備考
栃木県足利市大前町二六八―一	学校法人足利工業大学電気電子コース系	工学部創生工学科機械・電気工学	第一種電気主任技術者免状 第二種電気主任技術者免状 第三種電気主任技術者免状	平成二十三年度入学生から適用
栃木県宇都宮市一の沢一―一―四一	学校法人作新学院高等学校（全日制）	電気システム科	第三種電気主任技術者免状	平成二十二年度入学生から適用

○経済産業省告示第九十五号

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）第一条の二の規定に基づき、認定を受けた次の学校の名称及び住所の変更届出があったので、同令第一条の四の規定に基づき、公示する。

平成二十五年四月二日

経済産業大臣　茂木　敏充

名称	新住所	旧住所	変更年月日
栃木県立宇都宮工業高等学校	栃木県宇都宮市雀宮町五二番	栃木県宇都宮市京町九番地二五号	平成二十三年九月一日

新名称	旧名称	住所	変更年月日
千葉県立館山総合高等学校	千葉県立館山高等学校	千葉県館山市北条一〇六番地	平成二十年四月一日

○経済産業省告示第九十六号

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）第一条の三の規定に基づき、次の学校の認定を取り消したので、同令第一条の四の規定に基づき、公示する。

平成二十五年四月二日

経済産業大臣　茂木　敏充

学校の名称	学部・学科名	備考
国立大学法人山口大学	工学部電気電子工学科　夜間主コース	平成二十四年三月までの卒業生については従前のとおりとする。
埼玉県立玉川工業高等学校	電気科（全日制）	平成二十五年三月までの卒業生については従前のとおりとする。

○国土交通省告示第三百六十三号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月二日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月二日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
常磐自動車道	三郷市番匠免二丁目一八五番一から同市番匠免二丁目一八〇番一まで	平成二十五年四月三日五時

○国土交通省告示第三百六十四号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）第一条の五の六の規定に基づき、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第一条の五の六の用途を定める告示（平成十七年国土交通省告示第百二十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年四月二日

国土交通大臣　太田　昭宏

本則中第五号を削る。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成二十五年六月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第一条の五の六の国土交通大臣が定める用途は、本則各号に掲げるもののほか、当分の間、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十六条第二項の瀬戸内海機船船びき網漁業に用いられる船舶への設置（施行日前に建造され又は建造に着手された船舶への施行日前に製造された原動機の設置に限るものとし、同一と認められる原動機以外のものに交換する設置を除く。）とする。

○海上保安庁告示第七十七号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第九条の十の規定に基づき、社団法人日本油料検定協会から登録確認機関の氏名又は名称について、平成二十五年四月一日から次のように変更する旨の届出があったので、同法第九条の二十一の規定に基づき、告示する。

平成二十五年四月二日

海上保安庁長官　北村　隆志

変更する登録確認機関の氏名又は名称

変更後	変更前
一般社団法人日本油料検定協会	社団法人日本油料検定協会